

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和2年4月17日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり田布施町から意見を聴きました。

当該意見は、令和2年8月28日から同年9月28日までの間、山口県商工労働部商政課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供します。

令和2年8月28日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）ドラッグストアモリ田布施町店
所在地 熊毛郡田布施町大字下田布施727の14

2 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。